



ご契約の際には「**ご契約のしおり・約款**」を必ずご覧ください。

- 「ご契約のしおり・約款」はご契約に伴う大切な事項、必要な知識等についてご説明しています。必ずあわせてご一読ください。

➡ PGF生命とこの商品について、お電話やホームページでご案内しています。



- 各種手続きやご契約内容の照会に関するお問い合わせ

PGF生命コールセンター **通話料無料** **0120-56-2269**

＜受付時間＞平日9:00～18:00／土曜9:00～17:00（日・祝日・12/31～1/3を除く）

- 保険金等のご請求に関するお問い合わせ

保険金請求専用ダイヤル **通話料無料** **0120-56-4861**

＜受付時間＞平日9:00～18:00／土曜9:00～17:00（日・祝日・12/31～1/3を除く）



PGF生命ホームページ **<https://www.pgf-life.co.jp>**

- この保険で適用される最新の為替レートや諸利率をPGF生命ホームページでご案内しています。
- この保険の「ご契約のしおり・約款」をPGF生命ホームページに掲載しています。

➡ 募集代理店からのご説明事項

- この保険にご契約いただくか否かが、募集代理店での他のお取引に影響を及ぼすことはありません。
- この保険はPGF生命を引受保険会社とする生命保険です。預金とは異なり、また、元本割れすることがあります。
- 保険業法上の規制に基づき、お客さまの勤務先・融資状況等により、お申込みいただけない場合があります。

➡ 生命保険募集人について

- 募集代理店の担当者（生命保険募集人）は、お客さまとPGF生命の保険契約締結の媒介を行うもので、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約は、お客さまからの保険契約のお申込みに対して、PGF生命が承諾したときに有効に成立します。
- この保険は、外貨建保険販売資格を登録した生命保険募集人のみが取り扱いを行うことができます。
- 生命保険募集人の権限等について確認を希望される場合は、PGF生命コールセンターまでお問い合わせください。

公的保険制度について

お申し込みにあたっては、公的保険制度を理解したうえで、必要に応じた民間保険に加入することが重要です。公的保険制度についてはこちらからご確認いただけます。

公的保険について（金融庁ホームページ） <https://www.fsa.go.jp/ordinary/insurance-portal.html>



この「契約締結前交付書面（契約概要／注意喚起情報）兼パンフレット」の記載は、2025年4月現在のものです。各種お取り扱い等、将来変更されることがあります。

この商品はPGF生命を引受保険会社とする生命保険商品です。
ご契約後のご照会はPGF生命までお問い合わせください。

（ご契約後のご照会）
引受保険会社

ブルデンシャル ジブラルタ ファイナンシャル生命保険株式会社
本社／〒100-0014 東京都千代田区永田町2-13-10

UD FONT 見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。

円ぴた終身US

基本タイプ

介護タイプ

米国ドル建終身保険（保険料円払込型）／無配当

お払い込みは
一定額の円で。



契約締結前交付書面（契約概要／注意喚起情報）兼パンフレット

ご契約前に必ず
お読みください。

ご契約のお申し込みに際しての重要な事項を「契約概要」「注意喚起情報」に分類のうえ記載しています。ご契約前に十分にお読みいただき、内容をご確認、ご了解のうえ、お申し込みいただきますようお願いします。



この商品は生命保険です。預金とは異なり、また、元本割れすることがあります。

- 為替レートの変動等により損失が生じることがあります。

商品の特徴

この商品は、万が一や介護にそなえながら資産を運用することができます。



そなえる

… ご契約の直後から
払込保険料を**上回る保障**を確保できます。



のこす

… **万一の保障**は生涯にわたって継続し、
資産としてのこすことができます。

保険料のお払い込みは一定額の円で

払込金額はいつも同じだから、安心して「そなえる」「のこす」ことができます。

商品タイプは2つからお選びいただけます。

基本タイプ

死亡(高度障害)保障を
生涯にわたって確保できます。

相続対策やご家族のために。また、
ふえたお金をご自身でつかうこともできます。

イメージ図



➡ しくみは3・4ページをお読みください。

介護タイプ

死亡(高度障害)保障と同時に、
介護にもそなえることができます。

公的介護保険制度の要介護2からの
介護にそなえることができます。

イメージ図



➡ しくみは3・4・7ページをお読みください。

この商品は米ドル建ての終身保険です。



米ドル

米ドル建ての特徴①

円に比べて魅力的な**利率**

円建ての金融商品は
低利率な状況が続いています。

米ドル建ての特徴②

米ドルは最もメジャーな**外貨**

米ドルは基軸通貨のひとつとして、世界中で流通しています。
外貨の中でも情報量や取引量が他の通貨よりも多い通貨です。

米ドル建ての特徴③

資産の一部を**外貨でもつという選択**

円建ての資産以外に、外貨建ての資産に
分散投資をしておくことで、資産を守る効果が期待できます。



ご注意

この保険は米ドル建てです。

為替相場の変動によるリスクがあり、
損失が生じることがあります。

- 保険料円払込額を換算した米ドル建ての保険料は為替相場の変動の影響を受けるため、お払い込みの都度、その金額が変動します。
- 保険金を円で受け取るとき、「受取時の為替相場による円換算額」が「保険料円払込額の総額」を下回ることがあります。

保険のしくみ

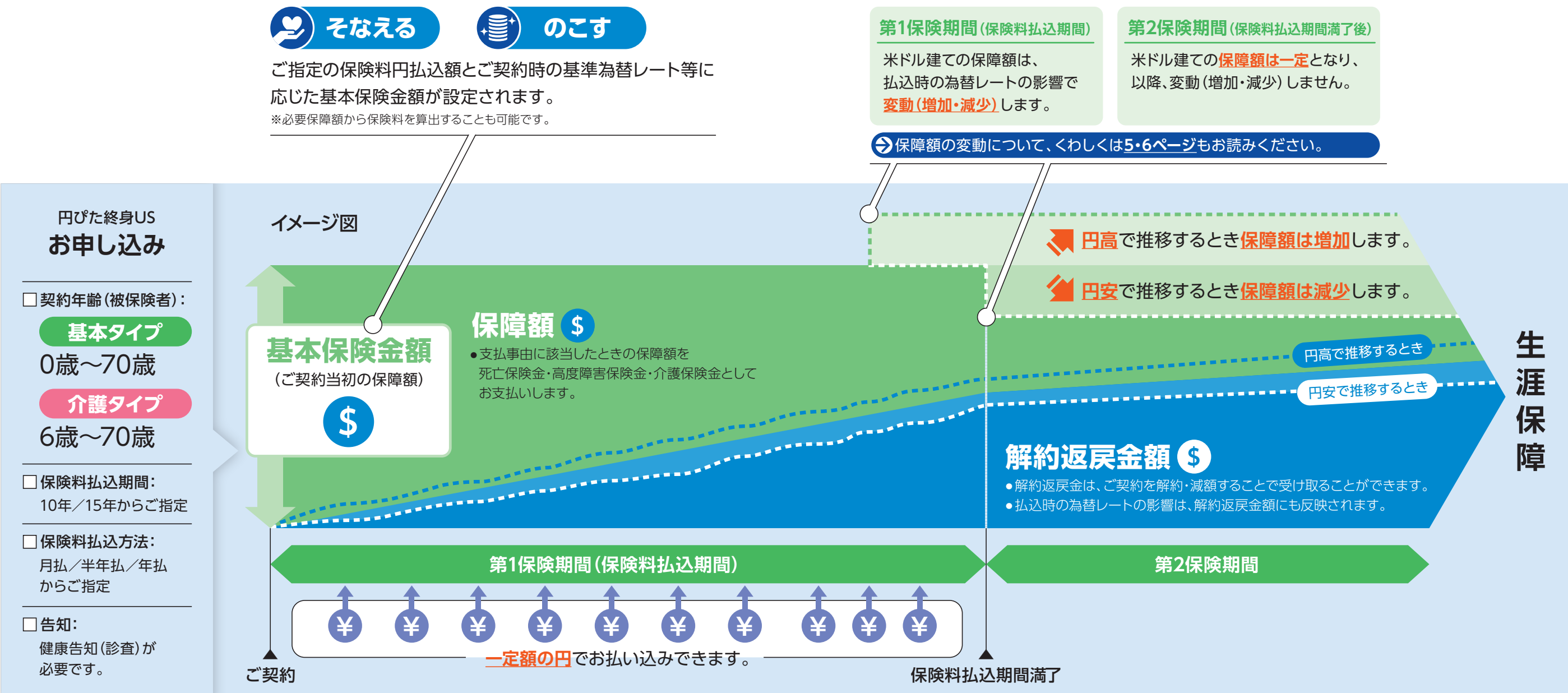


リスクと費用について

- この保険は米ドル建てです。為替相場の変動によるリスクがあり、損失が生じることがあります。
- この保険には、ご負担いただく費用があります。

➡くわしくは注意喚起情報29～31ページをお読みください。

「一定額の円」でお払い込みできる「米ドル建て」の終身保険です。



※被保険者が入院中または入院・手術を予定されている場合や、余命宣告を受けている場合には、お申込みいただけません。

※イメージ図は保険のしくみを簡略化して記載したものです。高さ(縦)は金額の大きさを表し、長さ(横)は時間の経過を表しています。

保険料のお払い込み

保険料のお払い込みは一定額の円です。
(保険料円払込額)

- 生前贈与で受け取った資金を活用することもできます。
- ドル・コスト平均法と同様の効果が期待できます。

用語の説明

保険料円払込額

- ご契約時に定めた、一定額の円でお払い込みいただく金額です。
- お払い込みの都度、米ドルに換算し保険料としてお取り扱いします。

基準為替レート

- 基本保険金額を算出するために用いるPGF生命所定の為替レートです。
- 基準為替レートは申込時点で定まり、保険期間中は一定となります。

基準為替レートの設定方法

申込前月26日の米ドル換算用の為替レート	基準為替レート	申込前月26日の米ドル換算用の為替レート	基準為替レート
155円超～160円以下	180円	125円超～130円以下	150円
150円超～155円以下	175円	120円超～125円以下	145円
145円超～150円以下	170円	115円超～120円以下	140円
140円超～145円以下	165円	110円超～115円以下	135円
135円超～140円以下	160円	105円超～110円以下	130円
130円超～135円以下	155円	105円以下	125円

※米ドル換算用の為替レートが160円を超える場合も、「米ドル換算用の為替レート+20円」かつ「5円単位の切り上げ」で設定します。

保障額が変動するしくみ

リスクと費用について

- この保険は米ドル建てです。為替相場の変動によるリスクがあり、損失が生じることがあります。
- この保険には、ご負担いただく費用があります。

➡くわしくは注意喚起情報29～31ページをお読みください。

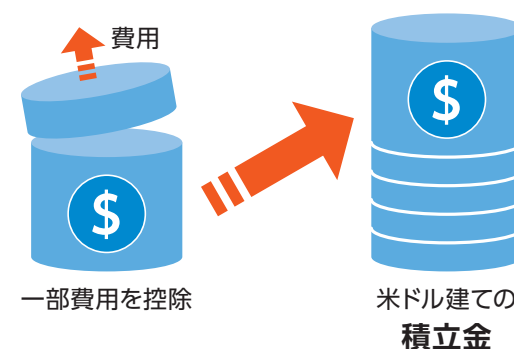
保険料を円で払い込み

保険料円払込額は、お払い込みの都度、**米ドルに換算**し、米ドル建ての保険料としてお取り扱いします。



積立金への投入

米ドル建ての保険料は、一部の費用を控除した後に積立金として積み立てられます。

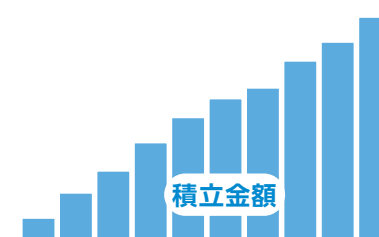


保障額の変動

米ドル建ての保障額は、払込時の為替レートの影響で変動します。

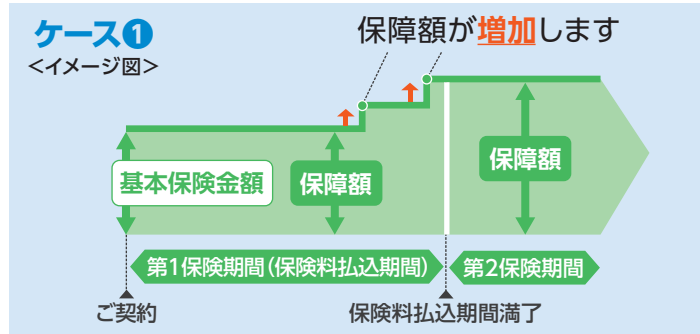
保障額が増加するケース

円高で推移したとき
積立金額が大きくなる



第1保険期間中、加算保険金額が生じます。以降、基本保険金額と加算保険金額の合計額が保障額となります。

※その後、為替の変動があっても米ドル建ての保障額は減少せず、お払い込みの都度、増加します。

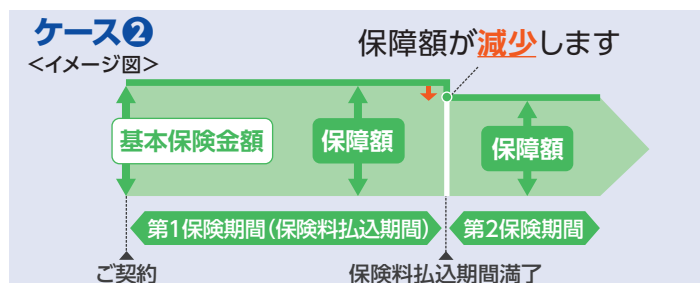


保障額が減少するケース

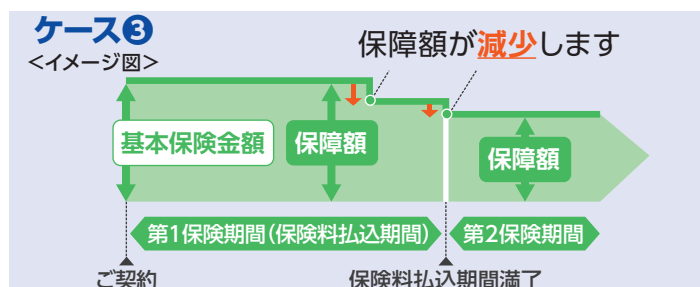
円安で推移したとき
積立金額が小さくなる



第1保険期間満了時の積立金額に応じて、第2保険期間の保障額を再計算します。その際、保障額が減少します。



ケース②よりも積立金額が小さく、基本保険金額の維持が困難なとき、第1保険期間中に基本保険金額が90%に減少します。



※第1保険期間中に保障額が減少した場合でも、以降の払込時の為替レートの推移によっては、米ドル建ての保障額が増加、あるいはさらに減少することがあります。

払込時の為替レートにより、米ドル建ての保険料や積立金へ投入する金額は、その都度、変動します。

保険料円払込額の米ドルへの換算には、PGF生命所定の米ドル換算用の為替レート(指定銀行のTTM+50銭)を用います。

■換算基準日*

初回保険料(第1回保険料)	払込日の前日
2回目以降	払込期月の前月末日

*換算基準日が、PGF生命が指標とする銀行の休業日の場合は、指標とする銀行のその日の直前の営業日となります。



「払込時の米ドル換算用の為替レート」が、「**基準為替レートよりも円高**」あるいは「**基準為替レートよりも円安**」であるかが、**保障額の変動についてのめやす**となります。

用語の説明

積立金

- 将来の保険金を支払うために、保険料の中から積み立てた部分をいいます。
- この商品の場合、米ドル建てでお取り扱いします。

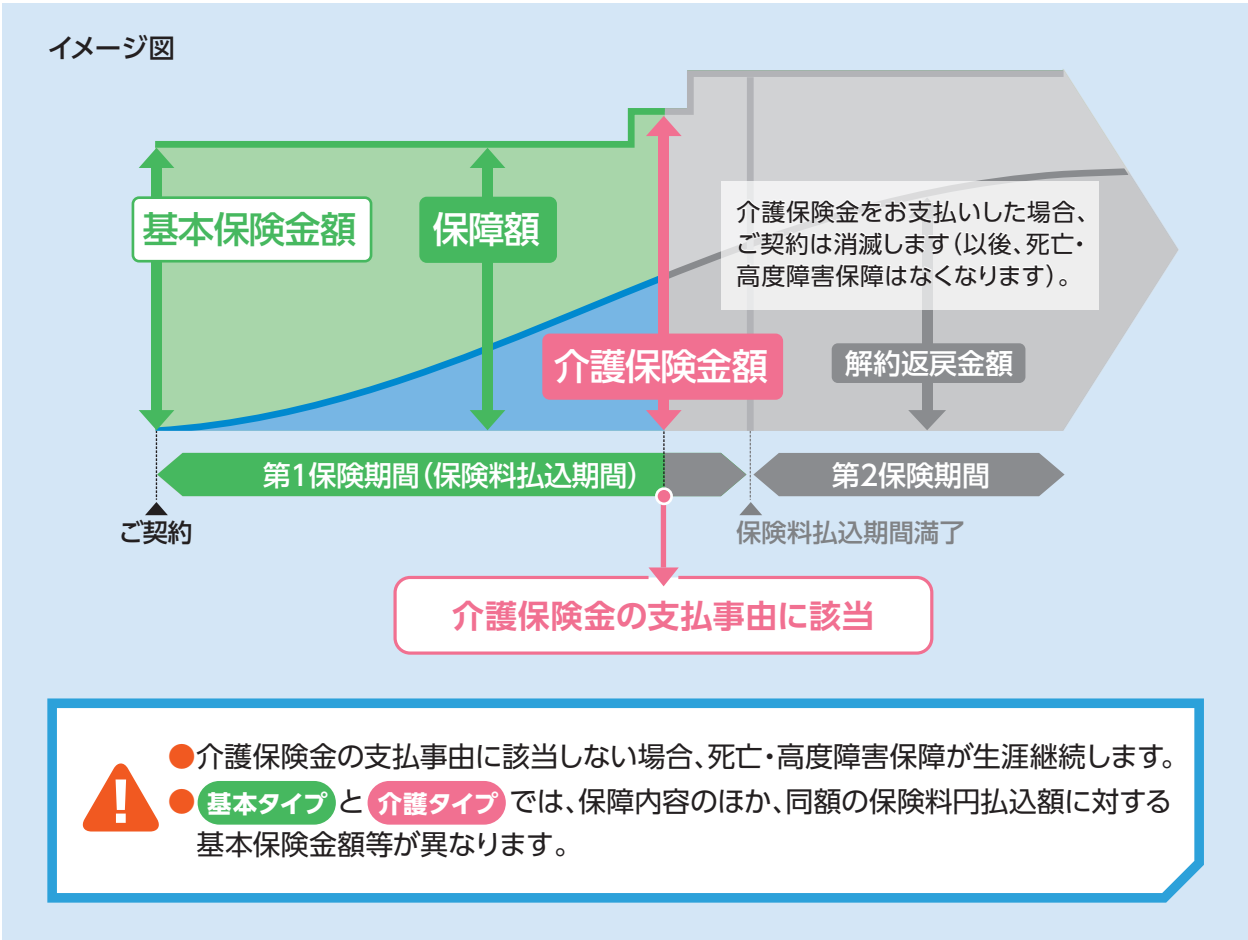
※解約返戻金とは異なります。

介護保障について

介護タイプ

公的介護保険制度の「要介護2」からの介護にもそなえることもできます。

被保険者が介護保険金の支払事由に該当したとき、
その時点の**保障額の全額を介護保険金としてお支払いします。**



基本タイプにも、介護にそなえられる特約があります。

介護年金移行特約	要介護2からの介護にそなえることができます。	無料
介護前払特約	要介護4からの介護にそなえることができます。	無料

それぞれ支払事由などが異なります。くわしくはパンフレット10ページおよび契約概要24~26ページをお読みください。

ご参考 過去の為替相場 (米ドル／円) に基づいたシミュレーション

■ 10年間の毎月末日の為替レート (データ120個) の平均

いつからA	いつまで	平均 (円)	Aを申込日と仮定したときの基準為替レート (円)
2004年1月末日	2013年12月末日	99.46	130
2005年1月末日	2014年12月末日	99.29	125
2006年1月末日	2015年12月末日	100.29	140
2007年1月末日	2016年12月末日	99.56	140
2008年1月末日	2017年12月末日	98.99	135
2009年1月末日	2018年12月末日	99.74	125
2010年1月末日	2019年12月末日	101.28	125
2011年1月末日	2020年12月末日	103.17	125
2012年1月末日	2021年12月末日	106.23	125
2013年1月末日	2022年12月末日	111.42	125
2014年1月末日	2023年12月末日	115.74	130
2015年1月末日	2024年9月末日	119.45*1	145

*1 2015年1月末日から2024年9月末日までのデータは、117個の平均の数値となります。

■ 10年間、毎年1月末日の為替レート (データ10個) を、払込時の為替レート*2と仮定したときの基本保険金額と第2保険期間の保障額

設定例	● ご契約年齢・性別 (被保険者) … 30歳・女性 ● 保険料払込期間 … 10年 ● 保険料払込方法 … 年払 ● 保険料円払込額 … 30万円 ● 基本タイプ
-----	---

Aを申込日と仮定したときの基準為替レート (円)	基本保険金額 (米ドル)	初回の1月末日の為替レート (円)	払込時の為替レート (10個) の平均 (円)	第2保険期間の保障額 (米ドル)
130	68,573.08	106.08 (2004年1月末日)	98.45	93,108.50 増加
125	71,316.08	103.61 (2005年1月末日)	98.13	93,402.96 増加
140	63,675.16	117.75 (2006年1月末日)	99.60	92,948.38 増加
140	63,675.16	121.73 (2007年1月末日)	99.85	93,229.93 増加
135	66,033.34	106.40 (2008年1月末日)	99.06	94,129.12 増加
125	71,316.08	89.55 (2009年1月末日)	99.30	93,989.91 増加
125	71,316.08	89.77 (2010年1月末日)	101.24	92,144.08 増加
125	71,316.08	82.12 (2011年1月末日)	103.17	90,266.07 増加
125	71,316.08	76.38 (2012年1月末日)	105.36	87,580.38 増加
125	71,316.08	91.14 (2013年1月末日)	109.27	82,991.09 増加
130	68,573.08	102.86 (2014年1月末日)	113.20	79,938.30 増加
145	61,479.51	118.25 (2015年1月末日)	117.66	77,666.96 増加

(ご参考: 2回目以降の払込時の為替レートが、基準為替レートより円安で推移するとき)

130	68,573.08	110.00	137.00*3	65,407.69 減少
140	63,675.16	120.00	147.00*4	60,907.90 減少

*2 PGF生命所定の「米ドル換算用の為替レート」を指します。

*3 2回目以降の払込時の為替レートが1米ドル=140円と仮定

*4 2回目以降の払込時の為替レートが1米ドル=150円と仮定

※それぞれ2025年4月現在の基礎率 (予定利率等) に基づいて算出しています。

※Bloomberg Finance L.P.のデータをもとにPGF生命にて作成

保険金をお支払いするとき

死亡保険金の支払事由

被保険者が死亡されたとき、死亡保険金をお支払いします。

高度障害保険金の支払事由

被保険者が、責任開始期以後に生じた傷害または疾病を原因として、次の①～⑦の状態になったとき、高度障害保険金をお支払いします。

- ①両眼の視力を全く永久に失った
- ②言語またはそしゃくの機能を全く永久に失った
- ③中枢神経系、精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し終身常に介護を要する
- ④両上肢とも、手関節以上で失ったか、またはその用を全く永久に失った
- ⑤両下肢とも、足関節以上で失ったか、またはその用を全く永久に失った
- ⑥1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったか、またはその用を全く永久に失った
- ⑦1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失った

▶上記支払事由の補足事項

目の障害 (視力障害)	(1) 視力の測定は、万国式視力表により、1眼ずつ、きょう正視力について測定します。 (2) 「視力を全く永久に失った」とは、視力が0.02以下になって回復の見込のない場合をいいます。 (3) 視野狭窄および眼瞼下垂による視力障害は、視力を失ったものとはみなしません。
言語または そしゃくの障害	(1) 「言語の機能を全く永久に失った」とは、つぎの3つの場合をいいます。 ① 語音構成機能障害で口唇音、歯舌音、口蓋音、こう頭音の4種のうち、3種以上の発音が不能となり、その回復の見込がない場合 ② 脳言語中枢の損傷による失語症で、音声言語による意志の疎通が不可能となり、その回復の見込がない場合 ③ 声帯全部の摘出により、発音が不能な場合 (2) 「そしゃくの機能を全く永久に失った」とは、流動食以外のものは摂取できない状態で、その回復の見込のない場合をいいます。
常に介護を 要するもの	「常に介護を要する」とは、食物の摂取、排便・排尿・その後の始末、および衣服着脱・起居・歩行・入浴のいずれかが自分でできず常に他人の介護を要する状態をいいます。
上・下肢の障害	「上・下肢の用を全く永久に失った」とは、完全にその運動機能を失ったものをいい、上・下肢の完全運動麻痺、または上・下肢においてそれぞれ3大関節(上肢においては肩関節、ひじ関節および手関節、下肢においては、また関節、ひざ関節および足関節)の完全強直で、回復の見込のない場合をいいます。

➡くわしくは[ご契約のしおり・約款]をご確認ください。

介護保険金の支払事由

被保険者が、責任開始期以後に生じた傷害または疾病を原因として、次の①もしくは②に該当したとき、介護保険金をお支払いします。

- ①公的介護保険制度により要介護2以上の状態と認定されたとき
- ②満65歳未満の被保険者が、下記のPGF生命所定の要介護状態に該当し、その状態が180日以上継続しているとき

▶PGF生命所定の要介護状態 次の①～④のいずれかに該当する状態をいいます。

①	器質性認知症*と診断確定され、意識障害*のない状態において見当識障害*があり、他人の介護を要する *器質性認知症・意識障害・見当識障害などについて、くわしくは「ご契約のしおり・約款」をご覧ください。		
②	下表にて少なくとも右記のように該当する	A B a b のうちいずれか1つ	+ C D E F のうちいずれか1つ★ + c d e f のうちいずれか1つ★
③			+ C D E F のうちいずれか2つ
④			+ c d e f のうちいずれか3つ
★下記のような同一項目の組み合わせは除きます。 Cとc, Dとd, Eとe, Fとf			
		全部介助の状態	一部介助の状態
歩行	立った状態から、5m以上歩行できるかどうか。	A つぎのいずれかの状態 ・何かにつかまっても誰かに支えられても歩行できない。 ・必ず車椅子を使用している。 ・寝たきり状態。	a つぎのいずれかの状態 ・杖や歩行器を使用しなければ歩行できない。 ・誰かに支えられなければ歩行できない。
寝返り	身体の上に布団等をかけない状態で横たわり、左右のどちらかに向きを変えることができるかどうか。	B ・何かにつかまっても1人で寝返りができない。	b ・ベッド柵等の何かにつかまらなければ1人で寝返りができない。
入浴	浴槽の出入りと洗身ができるかどうか。	C つぎのいずれかの状態 ・浴槽の出入りのとき、誰かに抱えられたり、リフト等の機器を使用する。 ・洗身をすべて介助者が行っている。	c つぎのいずれかの状態 ・浴槽の出入りのとき、介助者が支えたりしなければならない。 ・体の一部の洗身を介助者が行っている。
排せつ	排せつと排せつ後の後始末ができるかどうか。	D つぎのいずれかの状態 ・常時オムツに依存している。 ・排せつにかかわるすべてを介助者が行っている。	d ・排せつ後のふき取りが1人でできなかったり、できても不十分のため、介助者が援助している。
食事の摂取	眼前に用意された食べ物を食べることができるかどうか。	E ・介助がなければ1人ではまったくできない。	e ・食器や食物等を工夫しても、介助がなければ困難(小さく切る、ほぐす等の介助を含む)。
衣服の着脱	眼前に用意された衣服を着ることができ、かつ、脱ぐことができるかどうか。	F ・介助がなければ1人ではまったくできない。	f ・一部は1人でできるが、介助がなければすべてを行うことは困難。

➡くわしくは[ご契約のしおり・約款]をご確認ください。

保険金等のお受け取り

受取人について

死亡保険金の受取人は契約者があらかじめ指定することができます。

保険金等	受取人
死亡保険金	死亡保険金受取人 (原則、2親等内の親族で複数人を指定できます)
高度障害保険金／介護保険金	被保険者
解約返戻金	契約者

受取通貨について

保険金・解約返戻金等は**米ドルでも円でも**受け取ることができます。

※円で受け取る場合、為替相場により円換算額は変動します。

➡くわしくは注意喚起情報30～31ページ「為替リスクについて」をお読みください。

受取方法について

保険金・解約返戻金等は、受取方法を選択することができます。

すぐに受け取らず据置して、一定利率で運用することもできます。

受取方法	内容
一括受取	たとえば、納税資金や介護施設の入居費用などに活用できます。
年金受取	生活費のゆとり分や公的介護サービスの自己負担分など、毎月かかる費用などに充てられます。
一括受取 + 年金受取	一括受取分を自宅のリフォーム費用に、年金受取分を在宅介護サービス費用に、といった活用ができます。

リスクと費用について

- この保険は米ドル建てです。為替相場の変動によるリスクがあり、損失が生じることがあります。
- この保険には、ご負担いただく費用があります。

➡くわしくは注意喚起情報29～31ページをお読みください。

お金が必要なとき、お払い込みが困難なとき

お払い込みを一時的に立て替えることができます

保険料の自動振替貸付	保険料のお払い込みがないまま猶予期間が過ぎたとき、PGF生命が 保険料を自動的に立て替え いたします。 ※自動振替貸付をご希望にならない場合には、PGF生命コールセンター（0120-56-2269）までお申し出ください。
------------	--



- 立て替えた保険料には、PGF生命所定の利息（複利）がかかります。
- 自動振替貸付の元利金が増え、解約返戻金を超えた場合、ご契約は**失効**します。
- この保険に「契約者貸付」のお取り扱いはありません。

保険料のお払い込みを止めることができます

● 払済保険

保険料のお払い込みを中止し、そのときの解約返戻金をもとに保険料払込済の終身保険に変更します。

保険期間	変更なし
保険金額	減少します

※変更後の死亡保険金額が1,000米ドル以上となる必要があります。

部分的な解約ができます

● 減額（一部解約）

第1保険期間（保険料払込期間）	保険料円払込額を少なくすることができます。 その際、解約返戻金の一部をお支払いします。 ※減額した保険料円払込額と同じ割合で、基本保険金額および加算保険金額も減額されます。
第2保険期間	減額部分に応じた解約返戻金額をお支払いします。

※第1保険期間の場合、減額後の基本保険金額が2万米ドル以上、保険料円払込額が最低金額以上となる必要があります。
また、第2保険期間の場合、死亡保険金額が2万米ドル以上となる必要があります。

ご契約後に活用いただける機能・サービス

くわしくはPGF生命
ホームページの
「ご契約者さま」を
ご確認ください。



機能・サービス

契約内容を家族にも 知ってもらいたいとき

PGFご家族登録サービス

登録されたご家族は以下のことができます。

- 契約内容の問い合わせ
- 各種請求書類の契約者宛での送付依頼
- PGF生命マイページの利用

※事前登録が必要です。
※各種お手続きは、原則、ご契約者さまご本人に行っていただきます。
※未成年の方は登録ご家族にご指定いただけません。

意思表示が困難で各種手続き、 請求ができないとき

PGFあんしん代理請求サービス

成年後見人の選任なく、推定相続人等*がご契約者さまご本人に代わり、解約や保険金等を請求することができます。

*契約者や受取人等の各種請求をする方が仮に死亡された場合に相続人となる方
※事前登録は不要です。
※指定代理請求特約が利用できる場合、指定代理請求特約が優先されます。
※保険商品、請求内容により、取り扱いが異なりますので、詳細はホームページ等をご確認ください。

指定代理請求特約

被保険者が受取人となる保険金等を指定代理請求人が、被保険者に代わって請求することができます。

➡ くわしくは22ページをお読みください。



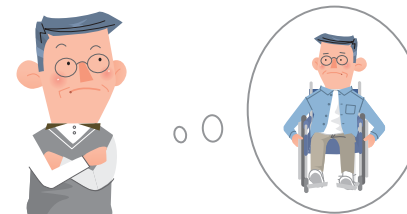
自分に万一のことがあったとき

死亡保険金・高度障害保険金・介護保険金*

被保険者が死亡または所定の状態に該当したときにお支払いします。

*介護タイプのみ

➡ くわしくは21ページをお読みください。



死亡保険金即日支払サービス

死亡保険金を簡単なお手続きで請求いただいたその日のうちに最高1,000万円までお支払いします。

※ご契約内容によっては、お取り扱いできない場合がございます。
※ご連絡、請求書類ご提出の時刻等により、死亡保険金をその日のうちにお支払いできない場合があります。



付帯サービス

介護や健康の相談をしたいとき

介護・健康ほっとライン

利用
無料

電話相談サービス・マイドクターサービス

電話

(提供:株式会社保健同人フロンティア)

●電話相談サービス
介護や健康に対する不安をいつでも無料で保健師、看護師、管理栄養士、ケアマネージャー等の相談員に相談できます。

●マイドクターサービス
さらに専門的なご相談を希望の場合は、病状に応じて専門医にご相談いただけます。

認知機能低下リスクを知りたいとき

脳の健康度チェックサービス

利用
無料

のうKNOW®

PGF生命マイページ

(提供:エーザイ株式会社)

4つのトランプテストを実施することで、脳の健康度をご確認いただけます。

テスト 内容

- 脳の反応速度チェック
- 視覚学習チェック
- 注意力チェック
- 記憶力チェック



※本サービスは、疾病(認知症含む)の予防や診断を目的としたものではありません。

がんのリスクを知りたいとき

がんスクリーニング検査サービス

優待

サリバチェッカー

郵送

(提供:株式会社サリバテック)

今現在、自分ががん罹患しているかどうかのリスクをだ液を採取して送るだけでご自宅でもチェックいただけます。

<チェックできるがんの種類>

- ・肺がん
- ・膵がん
- ・胃がん
- ・大腸がん
- ・乳がん(女性のみ)
- ・口腔がん

※優待価格でご利用いただけます。

家族の生活を見守りたいとき

見守り・セキュリティ紹介サービス

優待

- ・HOME ALSOK みまもりサポート
- ・まもるっく
- ・HOME ALSOK Connect

電話

(提供:ALSOK)

ALSOKが提供する各種セキュリティ・緊急通報サービスを優待価格でご利用いただけます。



※付帯サービスは、PGF生命の保険商品の保障内容の一部ではありません。※PGF生命の保険契約が消滅した場合はご利用できません。※脳の健康度チェックサービス「のうKNOW」／がんスクリーニング検査サービス「サリバチェッカー」はパソコン・スマートフォンからPGF生命マイページの登録が必要です。

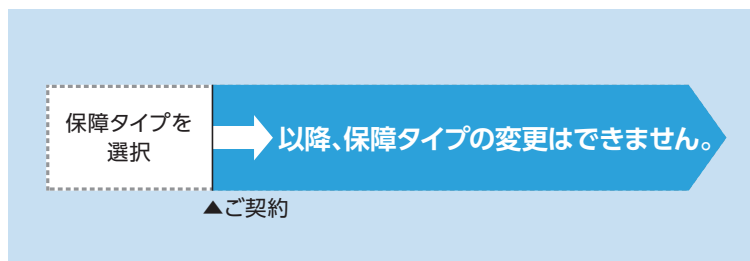
※法人は利用対象外です。※ご利用の際には諸条件があり、ご要望にそえない場合があります。

よくあるご質問／PGF生命マイページ

Q 契約後に保障タイプを変更することはできますか？

A できません。

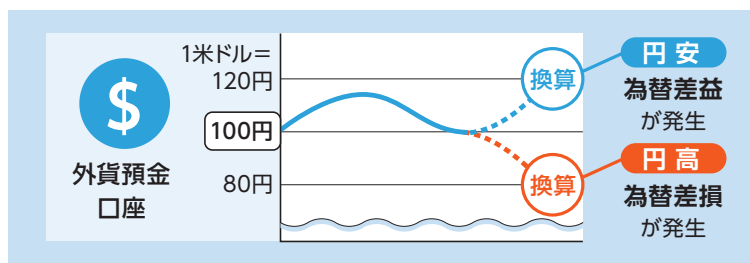
お申し込みの保障タイプは、ご契約後に変更することができません。払済保険への変更や減額をされた場合も保障タイプは変更されません。



Q 米ドルで受け取る場合、何か注意すべきポイントがありますか？

A あります。

米ドルの外貨預金口座が必要となります。なお、将来円に換算するとき、換算時の為替レートによって**損失が生じる可能性があります。**



PGF生命マイページ

契約者および「PGFご家族登録サービス」に登録されているご家族がパソコン・スマートフォン*から、各種サービスを利用することができます。

*一部のOS・ブラウザからはご利用できません。

	ご契約内容や 解約返戻金のご確認		住所、受取人変更や ご家族登録サービスの 各種手続き
	生命保険料控除証明書や 保険証券等の再発行		ご契約内容のお知らせ等の 各種通知や保険証券を Web上でご確認

新規登録やログイン、サービスの詳細は、ホームページをご確認ください
<https://www.pgf-life.co.jp/mypage/index.html>

PGF生命マイページのご案内 検索



- ご利用には、「PGF生命マイページ」の新規登録が必要です。＊法人契約は登録できません。
- 契約者と登録されているご家族でご利用いただけるサービスが異なります。
- ご契約内容やご契約の状態によっては、一部サービスをご利用いただけない場合があります。くわしくは、当社ホームページでご確認ください。

ご契約後にお送りする書類

ご契約後にPGF生命からお送りする書類

ご契約後

●生命保険証券・Web保険証券*

保険契約の成立と契約の内容を証明する書類ですので大切に保管してください。

お申し込みから1～2週間後に交付します。

*保険証券の電子化に関する特約を付加している場合はPGF生命マイページにWeb保険証券を掲載のうえ、通知ハガキを郵送します。(募集代理店によってはお取り扱いしない場合があります)

保険期間中

●ご契約状況のお知らせ

ご契約の状況と為替変動による将来の保障額試算をお知らせします。

保険料払込期間中、ご契約から1年ごとに送付します。

●ご契約内容のお知らせ

ご契約の保障内容についてお知らせします。

毎年10月ごろから送付します。

※「PGF生命マイページ」でWeb通知か郵送通知のいずれかを選択いただけます。

●生命保険料控除証明書

生命保険料控除の適用を受ける場合に使用する証明書です。

お申し込みいただいた年の10月ごろから送付します。

※控除証明書電子交付サービスにお申し込みいただくことで、「マイナポータル」と連携いただけます。

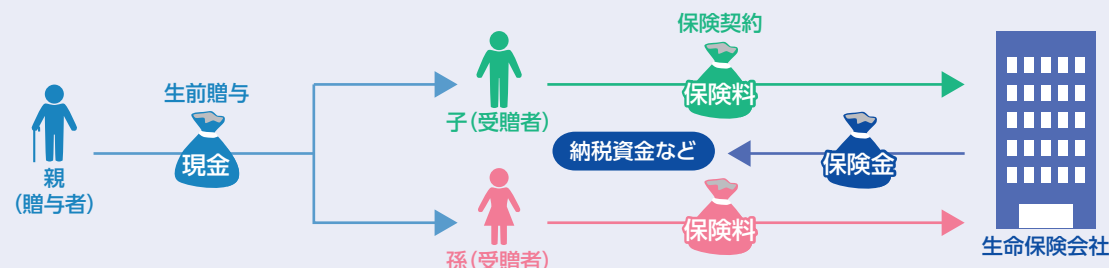


控除証明書電子交付サービスについて、
くわしくはPGF生命ホームページをご確認ください。
<https://www.pgf-life.co.jp/procedure/bank/mynaportal/index.html>



終身保険のしくみは 相続対策にも活かすことができます。

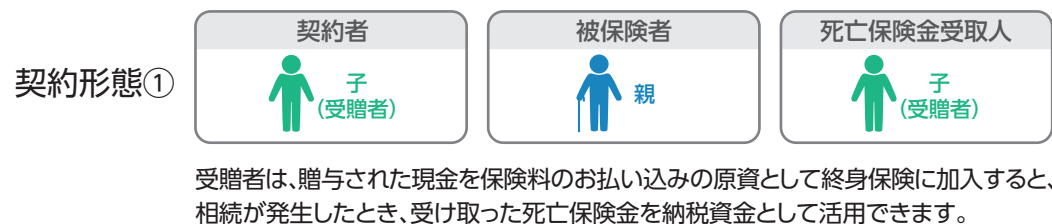
死亡保障を一生涯確保できる終身保険は、生前贈与とあわせることで、効果的な相続対策として活用することもできます。



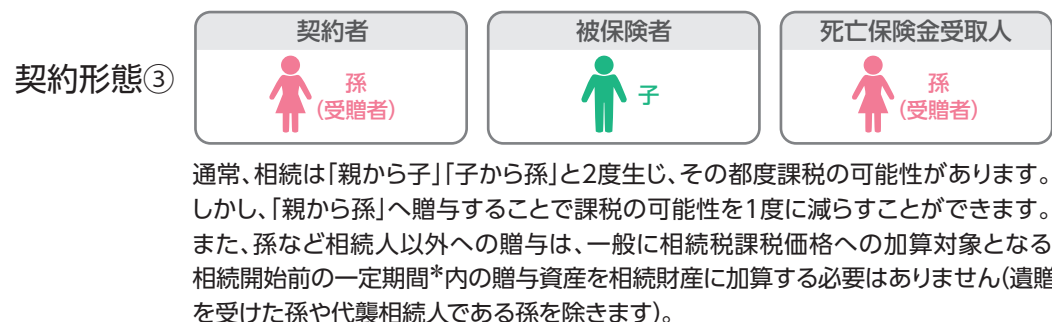
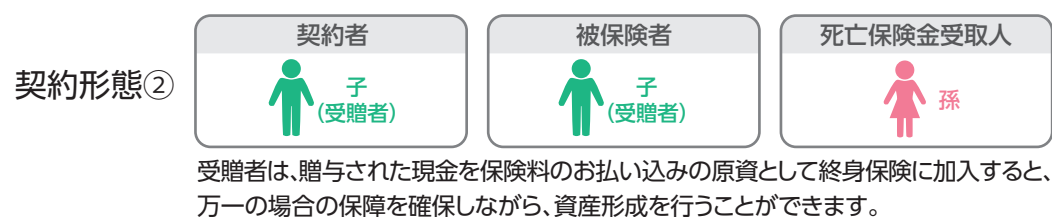
生前贈与のメリット

- 資産が小さくなれば、相続税の負担は軽くなります。
- 暦年贈与を活用することで、贈与税の負担を軽くすることができます。

■納税資金の確保に活用できます。



■次世代に資産を引き継ぐこともできます。



*2027年1月1日以後に開始する相続については、対象期間が3年から段階的に延長され、2031年1月1日以後7年となります。
なお、延長された4年間に贈与を受けた財産のうち、総額100万円までは相続税の対象となりません。
※2024年12月現在の税制に基づくもので、将来変更されることがあります。個別の税務取扱につきましては、税理士や所轄の税務署等にご確認ください。
※この商品は、保険料円払込額のお払い込みを除き、保険金などの金銭の授受は米ドル建てとなります。受取時の為替相場で円に換算した保険金額等が、ご契約時の為替相場で円に換算した保険金額等や保険料円払込額の総額を下回ることがあり、損失が生じるおそれがあります。

契約概要

！ご契約の前に必ずお読みください。

「契約概要」は契約の内容等に関する重要な事項のうち、特にご確認いただきたい事項を記載しています。記載の支払事由や制限事項は概要や代表事例です。それぞれの詳細や主な保険用語の説明等について、くわしくは「ご契約のしおり・約款」に記載しておりますので、ご確認ください。

1 保険の特徴としくみ

■保険名称：米国ドル建終身保険（保険料円払込型）

■保険の目的

この保険は、以下のご意向があるお客さまにおすすめの商品です。

- 米ドル建てで一生涯にわたる死亡保障、高度障害保障を確保したい。
- 要介護2からの介護にそなえたい(介護タイプのみ)。
- 毎回の保険料を一定額の円で払い込み、米ドル建ての保険で将来に向けた資産形成を行いたい。

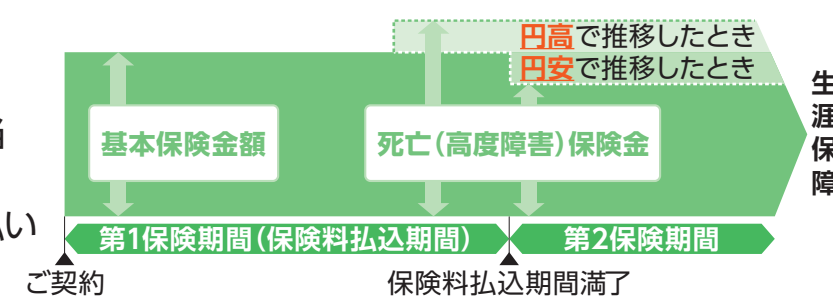
■特徴

- 米ドル建ての終身保険です。
- 万一の保障が一生涯にわたり継続します。
- 毎回の保険料は、一定額の円(保険料円払込額)でお払い込みいただけます。
- その他の保険料・保険金等の授受は米ドルで行います。
※特約の付加等により、円に換算してお取り扱いすることもできます。
- 基本タイプと介護タイプからお選びいただけます。

■しくみ(イメージ図)

基本タイプ

支払事由に該当した時点の保障額をお支払い



介護タイプ

支払事由に介護を加えたタイプ



■しくみ(概要)

①基本保険金額の設定について

ご契約当初の保障額となる基本保険金額を、ご指定の「保険料円払込額」とお申し込み時の「基準為替レート」等に基づいて算出します。

- 被保険者の年齢・性別
- お申込みの商品タイプ
- 保険料円払込額
- 基準為替レート 等



基本保険金額
(ご契約当初の保障額)

【保険料円払込額】

- ・円でお払い込みいただく一定の金額のことをいいます。
- ・お払い込みの都度、換算し米ドル建ての保険料としてお取り扱いします。

【基準為替レート】

- ・基本保険金額を算出するために用いるPGF生命所定の為替レートです。
- ・申込前月26日*1のPGF生命所定の米ドル換算用の為替レート*2に連動して定まります。

*1 PGF生命が指定する銀行の休業日の場合は、指標とする銀行のその日の直前の営業日となります。

*2 PGF生命が指定する銀行のTTM(対顧客電信仲値)+50銭

申込前月26日の 米ドル換算用の為替レート	基準 為替レート	申込前月26日の 米ドル換算用の為替レート	基準 為替レート
155円超～160円以下	180円	125円超～130円以下	150円
150円超～155円以下	175円	120円超～125円以下	145円
145円超～150円以下	170円	115円超～120円以下	140円
140円超～145円以下	165円	110円超～115円以下	135円
135円超～140円以下	160円	105円超～110円以下	130円
130円超～135円以下	155円	105円以下	125円

※米ドル換算用の為替レートが160円を超える場合も、「米ドル換算用の為替レート+20円」かつ「5円単位の切り上げ」で設定します。

②保障額の変動について

為替相場の変動により米ドル建ての保険料および保険料の中から積み立てられる金額はその都度、変動します。積み立てられた積立金額の大きさによって、保障額が変動します。

【積立金】

- ・将来、保険金を支払うために保険料の中から積み立てた部分をいいます。この商品では、米ドル建ての保険料、保険料払込年月数・経過年月数等に基づいた会社の定める方法により、積立金額を計算します。
※本商品の積立金は米ドル建てとなります。
- ・積立金額がPGF生命所定の金額を上回るとき、または下回るときに保障額は変動します。第2保険期間中(保険料払込期間満了後)の保障額は一定となります。

保障額が増加するケース(積み立てられた積立金額が大きいとき)

- ・第1保険期間中、払込期月の契約応当日の積立金額が「以後のお払い込みがなくても基本保険金額を終身保障するために必要な積立金額」を上回るとき、加算保険金額が生じます。
- ・以降、基本保険金額と加算保険金額の合計額が保障額となります。

保障額が減少するケース(積み立てられた積立金額が小さいとき)

- ・第1保険期間満了日の積立金額が「基本保険金額を終身保障するために必要な積立金額」を下回るとき、第2保険期間開始時に保障額を再計算します。再計算の結果、多くの場合は保障額が減少します。
- ・さらに積み立てられた積立金額が小さく、第1保険期間満了日を迎えるまでに、月単位の契約応当日の前日の積立金額が、「基本保険金額を終身保障するために必要な積立金額×PGF生命所定の割合」を下回るとき、第1保険期間中に基本保険金額が90%の金額に減少します(これを「基本保険金額の自動減額」といいます)。

※基本保険金額の自動減額が生じた場合でも、保険料円払込額やその時点での解約返戻金額は変わりません(減少部分に解約返戻金はありません)。

※「以後のお払い込みがなくても基本保険金額を終身保障するために必要な積立金額」および「基本保険金額を終身保障するために必要な積立金額」は、基本保険金額や経過期間等をもとにPGF生命所定の方法により算出します。

➡PGF生命所定の割合について、くわしくは「[ご契約のしおり・約款](#)」をご覧ください。

③保障額を維持する方法

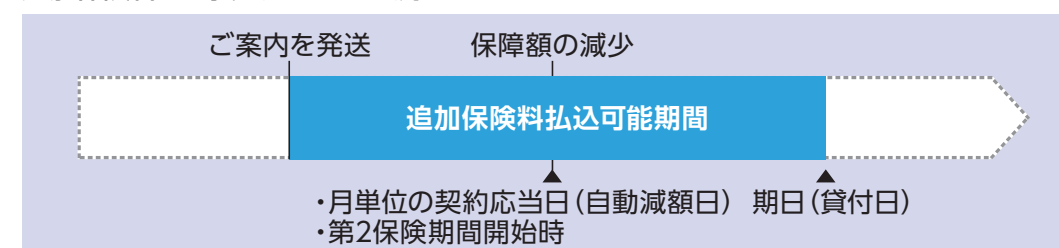
保障額が減少する場合、PGF生命より事前にご案内をお送りします。追加保険料払込可能期間内に「追加保険料」をお払い込みいただくことで、保障額を維持することができます。

※ご契約のしおり・約款の「一時払保険料」を「追加保険料」と読み替えて記載しています。

【追加保険料の払込方法】

口座への送金	・追加保険料払込可能期間内にPGF生命の指定する口座にお振り込みください。 ※円・米ドル、いずれの通貨でもお取り扱いできます。
振替貸付	・PGF生命が追加保険料(米ドル建て)をお立て替えし、追加保険料のお払い込みに充当します。 ※追加保険料払込可能期間の末日を貸付日とします。 ※PGF生命所定の利率で計算された利息(複利)がかかります。 ※解約返戻金額がPGF生命所定の金額を下回る場合、振替貸付のお取り扱いはできません。 ・元利金のご返済は、一括返済または分割返済のいずれも可能です。保険金や解約返戻金等の支払時に元利金が残っている場合、これを差し引いてお支払いします。

追加保険料のお払い込みまでの流れ



- ①積み立てられた積立金額の大きさから保障額が減少することが判明すると、PGF生命よりご案内を送付します。
- ②保障額の減少を望まれない場合、追加保険料払込可能期間内(ご案内を送付した月の翌月末日まで)に「口座への送金」「振替貸付」のいずれかの方法で追加保険料をお払い込みください。
- ③追加保険料払込可能期間内に追加保険料のお払い込みがない場合、月単位の契約応当日または第2保険期間開始時に遡り保障額を減少します。

■この保険のリスクについて

この保険は米ドル建てです。為替相場の変動によるリスクがあり、損失が生じることがあります。

- 保険料円払込額を換算した米ドル建ての保険料は、為替相場の変動の影響を受けるため、お払い込みの都度、その金額が変動します。
- 保険金を円で受け取るとき、「受取時の為替相場による円換算受取額」が「保険料円払込額の総額」を下回ることがあります。

※為替リスクは、契約者または受取人に帰属します。

➡ この保険のリスクについて、くわしくは**注意喚起情報 30～31ページの「為替リスクについて」**をご覧ください。

2 主な保障内容

■被保険者が次の支払事由に該当したとき、保険金をお支払いします。

保険金の種類	支払事由	お支払いする金額	受取人
死亡保険金 基本タイプ 介護タイプ	死亡されたとき	死亡保険金額	死亡保険金受取人
高度障害保険金 基本タイプ 介護タイプ	責任開始期以後に生じた傷害または疾病を原因として、所定の高度障害状態になられたとき	死亡保険金額と同額	被保険者
介護保険金 介護タイプ	責任開始期以後に生じた傷害または疾病を原因として、所定の要介護状態になられたとき	死亡保険金額と同額	被保険者

※支払事由に記載している所定の状態について、くわしくは「ご契約のしおり・約款」をご覧ください。

※いずれかの保険金をお支払いした場合、ご契約は消滅します（各保険金は重複してお支払いできません）。

- 契約者が法人の場合、高度障害保険金・介護保険金等の受取人を被保険者から契約者（法人）に変更することができます。お申し込み時に所定の方法でお申し出ください。

【お申し出の条件】

- ①契約者・死亡保険金受取人がともに法人であること
 - ②被保険者の同意を得ていること

※受取人を契約者に変更する場合、指定代理請求特約を付加することはできません。

3 付加できる主な特約

指定代理請求特約 基本タイプ 介護タイプ

- 指定代理請求制度をご利用いただけます。
- 被保険者と受取人が同一人のとき、保険金を請求できない所定の事情が被保険者にあるとき、指定代理請求人が代わって請求することができます。
- 指定代理請求人の指定には、あらかじめ被保険者の同意を得てください。
- 一契約あたり、1人を指定できます。

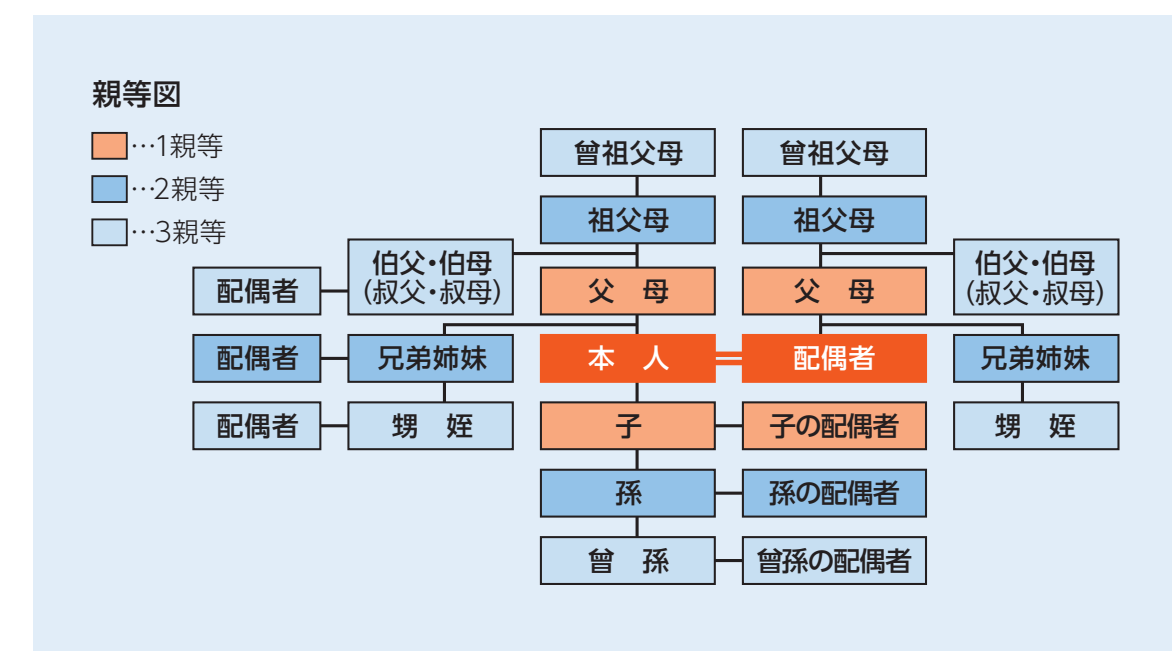
・指定代理請求人は被保険者の同意のもと下記の範囲内から、**契約者が1人指定**します。

- ①被保険者の戸籍上の配偶者 ②被保険者の3親等内の親族

・**PGF生命が認めた場合**、下記の範囲内からも指定することができます。

- ③被保険者と同居または生計を一にしている者 ④被保険者の財産管理を行っている者
- ⑤死亡保険金受取人 ⑥ ③から⑤と同等の関係にある者

※証明のため所定の書類が必要になることがあります。



- ⚠

 - 指定代理請求人からご請求いただいた保険金等は、受取人または指定代理請求人の口座へ送金します。
※指定代理請求人の固有の財産にはなりません。
 - ご請求の際、指定代理請求人となる方へお支払いについて念書のご記入をお願いしています。
※本来の受取人と異なる方が受け取ることで、税務のお取り扱いが異なることがあります。

リビング・ニーズ特約

基本タイプ 介護タイプ

- 被保険者が余命6ヵ月以内と判断されるとき、死亡保険金の全部または一部を被保険者にお支払いします。
※お支払いの際、指定保険金額（ご請求いただいた金額）から指定保険金額に対する6ヵ月分の利息と6ヵ月分の保険料相当額を差し引きます（お支払いする金額は指定保険金額より少なくなります）。
- 【お支払いの限度】
- この特約による保険金のお支払いは1回に限ります。
 - 30万米ドルかつ円換算額3,000万円*を限度とした範囲内で、お支払いします。
*PGF生命が所定の書類を受理した日の前日のTTMで換算します。
※他の保険契約がある場合、他のご契約と通算します。

保険金等の支払方法の選択に関する特約

基本タイプ 介護タイプ

- 保険金や解約返戻金等の支払方法を変更することができます。
※特約の対象が解約返戻金の場合、契約日から5年未満のご契約ではお取り扱いできません。
- 支払方法を年金に変更することができます。
- 年金は年1・2・3・4・6・12回のいずれかの受取回数を選択することができます。
- 年6回を選択いただく場合、受け取る月を偶数月または奇数月から選択することができます。

【年金の種類】

確定年金（年金支払期間指定型）	年金支払期間：5～70年（5年単位）
確定年金（年金額指定型）	年金支払期間：指定年金額により定まる期間（5年以上1年単位）
保証期間付終身年金	保証期間：5～20年（5年単位）
保証期間付夫婦連生終身年金	保証期間：5～20年（5年単位）

※この特約を付加し、年金基金の設定を行ったときの基礎率（予定利率等）に基づいて、年金額（確定年金（年金額指定型）の場合は年金支払期間）を計算します。
※年金受取人が法人の場合、確定年金のみお取り扱いできます。

- 最長で10年間、保険金等の支払いを据え置くことができます。
※PGF生命所定の利息をつけて据え置きます。PGF生命所定の利息は、金利情勢等により据置期間中に変更することがあります。

介護前払特約

基本タイプ

- 被保険者が公的介護保険制度の要介護4または要介護5に該当しているとき、死亡保険金の一部を介護前払金としてお支払いします。

【ご請求の条件】

- 以下の条件をすべて満たしている必要があります。
- ①保険料払込期間が満了していること
- ②被保険者の年齢が満65歳以上であること

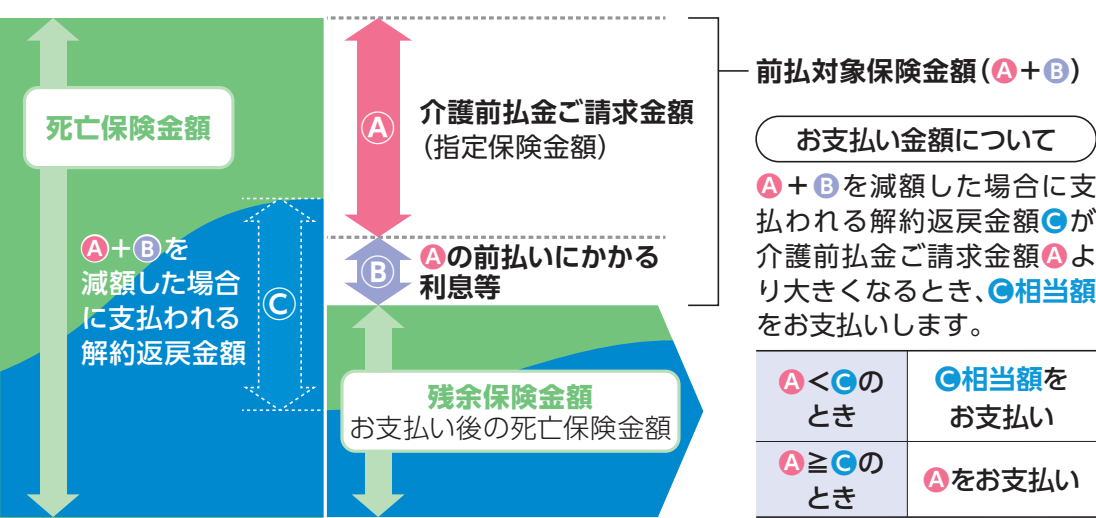
【この特約の注意点】

- 介護前払金をお支払いするとき、「前払いにかかる利息等*1」がかかります。前払いにかかる利息等は介護前払金とあわせて死亡保険金額から差し引きます。
*1 被保険者の年齢やご契約時の予定利率等を用いて、所定の計算方法により算出します。
※介護前払金をお支払いした後の死亡保険金額（残余保険金額）と介護前払金額の合計は、当初の死亡保険金額に比べて少なくなります。
- 「指定保険金額（ご請求いただいた金額）」または「前払対象保険金額（指定保険金額と前払いにかかる利息等の合計）を減額した場合に支払われる解約返戻金額」のいずれか大きい金額をお支払いします。

【お支払いの限度】

- 1年あたり1度までご請求できます。
 - 以下の範囲内でお支払いすることができます。
- ①1,000米ドルからお支払い金額と利息等の合計が30万米ドルかつ円換算額3,000万円*2を限度とした範囲
- ②お支払い後の死亡保険金額が1,000米ドル以上
- *2 PGF生命が所定の書類を受理した日の前日のTTMで換算します。

イメージ図



※「ご契約のしおり・約款」の「介護年金」を「介護前払金」と読み替えて記載しています。

介護年金移行特約

基本タイプ

●所定の要介護状態に該当したとき、解約返戻金を年金原資とした介護年金を生涯にわたって受け取ることができます。

【ご請求の条件】

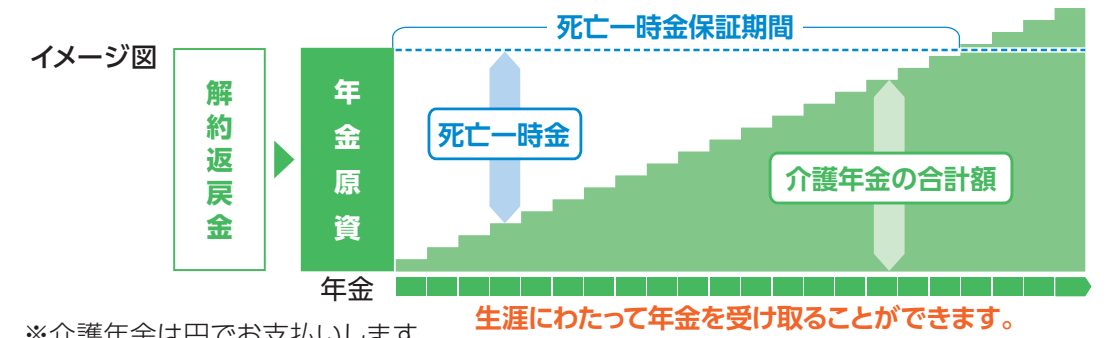
- 以下の条件をすべて満たしている必要があります。
- ①ご契約から1年間経過していること ②被保険者の年齢が満40歳以上であること

【支払事由】

介護保険金の支払事由と同一です。➡くわしくは、パンフレット10ページをご覧ください。

【年金の種類】

介護終身年金	●被保険者が生存している限り、一生涯にわたり介護年金をお支払いします。 ●死亡一時金保証期間*中に被保険者がお亡くなりになった場合、年金原資額から介護年金の合計額を差し引いた金額を死亡一時金としてお支払いします。 *死亡一時金保証期間とは、介護年金の合計額がはじめて年金原資に充当した額を超える年金支払日の前日までの期間をいいます。
--------	--



※介護年金は円でお支払いします。生涯にわたって年金を受け取ることができます。

※この特約を付加し、年金原資の設定を行ったときの基礎率(予定利率等)に基づいて、年金額を計算します。

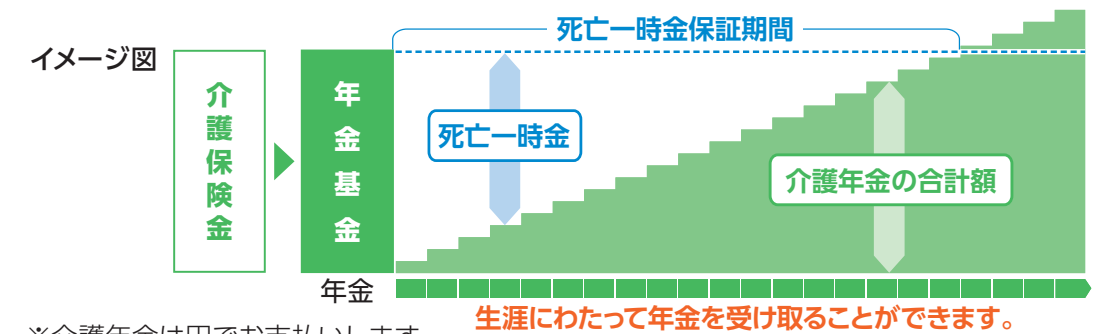
介護保険金年金支払特約

介護タイプ

- 介護保険金の支払方法を年金に変更することができます。
- 介護保険金の全部または一部を年金基金に充当し、介護年金として受け取れます。

【年金の種類】

介護終身年金	●被保険者が生存されている限り、一生涯にわたり介護年金をお支払いします。 ●死亡一時金保証期間*中に被保険者がお亡くなりになった場合、年金基金に充当した額から介護年金の合計額を差し引いた金額を死亡一時金としてお支払いします。 *死亡一時金保証期間とは、介護年金の合計額がはじめて年金基金に充当した額を超える年金支払日の前日までの期間をいいます。
--------	--



※介護年金は円でお支払いします。生涯にわたって年金を受け取ることができます。

※この特約を付加し、年金基金の設定を行ったときの基礎率(予定利率等)に基づいて、年金額を計算します。

円換算支払特約

基本タイプ 介護タイプ

- 米ドル建ての保険金・解約返戻金・年金等を、円でお支払いすることができます。

参考 介護タイプと基本タイプに付加できる特約の主な違い

	介護タイプ	基本タイプ	
		介護前払特約	介護年金移行特約
給付	介護保険金	介護前払金	介護年金
支払金額	支払事由該当時の保障額の全部	「指定保険金額」または「前払対象保険金額を減額した場合の解約返戻金額」のいずれか大きい金額	請求時の解約返戻金額の全部または一部をもとにした介護終身年金
支払事由	以下のいずれかに該当 ①要介護2以上 ②所定の要介護状態に該当し180日以上継続(満65歳未満)	以下のすべてに該当 ①要介護4または要介護5 ②保険料払込期間満了後 ③被保険者の年齢が満65歳以上	以下のいずれかに該当 ①要介護2以上 ②所定の要介護状態に該当し180日以上継続(満65歳未満)

参考 米ドルまたは円への換算について

対象		換算レート*1	換算基準日*2
保険料円払込額等を米ドル建ての保険料に換算するとき	初回保険料(第1回保険料)	指定銀行のTTM+50銭	保険料払込日(PGF生命着金日)の前日
	2回目以降の保険料		保険料払込日の属する月の前月末日
	追加保険料		保険料払込日(PGF生命着金日)の当日
円換算支払特約を付加して円で受け取るとき	死亡保険金・高度障害保険金・介護保険金・解約返戻金	指定銀行のTTM-1銭	PGF生命が書類を受理した日の前日
	年金(年金の原資を米ドルとし、年金支払時に円換算する場合)		年金支払日の前日
	年金(一括で円換算し、年金の原資を円とする場合)		年金開始日の前日
円で貸付の返済を行うとき	保険料の自動振替貸付の返済	指定銀行のTTM+50銭	返済日の前日
介護保険金年金支払特約を付加したとき	介護保険金(一括で円換算し、年金の原資は円となります)	指定銀行のTTM-1銭	第1回介護年金支払日の前日
介護年金移行特約を付加したとき	解約返戻金(一括で円換算し、年金の原資は円となります)		

*1 PGF生命が指標として指定する銀行が公示する為替レートを対顧客電信相場の仲値(TTM)として用います。

*2 PGF生命が指標として指定する銀行の休業日の場合、その日の直前のその銀行の営業日を換算基準日とします。

4 ご契約の諸条件

■保険期間：終身

■被保険者の契約年齢範囲（満年齢）

保険料払込期間	被保険者の契約年齢範囲	
	基本タイプ	介護タイプ
10年	0～70歳	6～70歳
15年		

■保険料のお取り扱い

保険料払込方法	月払／半年払／年払		
最低保険料 円払込額	月払：3,000円／半年払：18,000円／年払：36,000円		
取扱単位	1,000円		
保険料払込 経路		初回保険料 (第1回保険料)	2回目以降の 保険料
	口座振替扱	お振り込み	口座振替*
	* 口座振替日は金融機関によって異なります。 ※保険料の払込経路には、上記以外にもPGF生命が団体扱契約を締結している勤務先等の団体を經由する方法があります。この場合、口座振替でお払込みになる保険料よりも保険料が割安になる可能性があります。なお、団体扱の方法による初回保険料（第1回保険料）のお払込みは当募集代理店では、お取り扱いしておりません。具体的なお手続きにつきましては、PGF生命までお問い合わせください。		

■保険金のお取り扱い

	基本タイプ	介護タイプ
最高基本保険 金額	466万6,666.66米ドル*1	66万6,666.66米ドル*2*3
最低基本保険 金額	2万米ドル	

- *1 加えて、基本保険金額を1.5倍した金額を申込日の属する月の前月末のTTM（対顧客電信仲値）で円換算した金額が、7億円以内となる必要があります。
- *2 加えて、基本保険金額を1.5倍した金額を申込日の属する月の前月末のTTM（対顧客電信仲値）で円換算した金額が、1億円以内となる必要があります。
- *3 介護保険金額は同一の被保険者に対し、終身保険、米国ドル建終身保険、米国ドル建終身保険（保険料円払込型）、認知症給付特則付介護保障付一時払特別終身保険（米国ドル建）等を通算して1億円（申込日の前月末日のTTMで換算）以内となる必要があります。
- ※契約年齢によって異なります。また、ご契約時の為替レートによって、別途制限されることがあります。
- ※特に被保険者の契約年齢が満15歳未満の場合、お引き受けできる契約時の基本保険金額は666万6,666円（申込日の前月末日のTTMで換算）までとなります。また、他にご契約されている保険契約がある場合、別途制限することがあります。

■死亡保険金受取人

原則、被保険者の配偶者または2親等内の親族

⇒ご契約内容（保険金額・保険料円払込額）については、申込書または申込書控をご覧ください。

5 配当金

- この保険は無配当保険です。配当金はありません。

6 ご契約の解約と解約返戻金

- いつでも保険契約を解約・減額（一部解約）することができます。
- 解約返戻金があるとき、解約返戻金をお支払いします。
- ご契約から10年未満かつ保険料払込期間中に解約・減額（一部解約）する場合、経過年数に応じた解約控除がかかります。

⇒くわしくは、注意喚起情報31ページ「解約（減額）の際にご負担いただく費用」をご覧ください。

7 諸費用について

この保険にはご負担いただく費用があります。

⇒くわしくは、注意喚起情報29～30ページ「ご契約にかかる費用について」をご覧ください。

注意喚起情報



ご契約の前に必ずお読みください。

「注意喚起情報」はご契約のお申し込みの際に特にご注意いただきたい事項を記載しています。「注意喚起情報」のほか、支払事由および制限事項の詳細やご契約の内容に関する事項について、くわしくは「ご契約のしおり・約款」に記載しておりますので、ご確認ください。

ご契約にかかる費用について

この商品でご負担いただく費用の合計額は、「保険料および積立金から控除される費用」および各種お取り扱い、お受け取りの際にご負担いただく費用となります。

保険料および積立金から控除される費用

お払い込みいただく保険料のうち、その一部は保険契約の締結・維持に係る費用等にあてられ、それらを除いた金額が積立金で運用されます。また積立金から死亡保障に係る費用等が控除されます。なお、これらの費用については、年齢別の発生率を用いて算出しているため、一律の算出方法を記載することができません。

保険料円払込額を米ドル建ての保険料に換算するとき、その他の保険料等を円でお払い込みいただく場合の費用

保険料円払込額を米ドル建ての保険料に換算するとき、およびその他の保険料等を円でお払い込みいただく場合の為替レートと仲値 (TTM) との差額は、為替手数料として通貨交換時のご負担となります (PGF生命所定の為替レート2025年4月現在: 指定銀行のTTM+50銭)。

保険金等を円でお受け取りいただく場合、円建ての介護年金を受け取る場合の費用

「円換算支払特約」を付加して保険金等を円でお受け取りいただく場合、「介護保険年金支払特約」または「介護年金移行特約」を付加して円建ての介護年金を受け取る場合の為替レートと仲値 (TTM) との差額は、為替手数料として通貨交換時にご負担いただきます (PGF生命所定の為替レート 2025年4月現在: 指定銀行のTTM-1銭)。

保険金等を米ドルでお受け取りいただく場合の費用

- 取扱金融機関により諸手数料 (リフティングチャージ等) が必要な場合があります (金融機関ごとに諸手数料が異なるため、一律に記載することができません。くわしくは取扱金融機関にご確認ください)。
- 米ドルでのお受け取りにかかる手数料 (PGF生命からご契約者または受取人の口座に送金するための送金手数料) をお受取額より差し引くことがあります (受取時にPGF生命にご確認ください)。

保険金・解約返戻金を年金でお受け取りいただく場合の費用

年金開始日以後、受取年金額に対して1.0% (2025年4月現在) を年金支払日に年金原資より控除します。

為替リスクについて

為替相場の変動による価格変動リスクを為替リスクといいます。この保険は米ドル建てであるため、為替相場の変動による影響を受け損失が生じるおそれがあります。

- 毎回の保険料のお払い込みについて、保険料円払込額を米ドルに換算した保険料は、為替相場の変動の影響を受けます。
- 受取時の為替相場で円に換算した保険金額等がご契約時の為替相場で円に換算した保険金額等を下回ることや、円でお払い込みいただいた保険料円払込額の総額を下回ることがあり、損失が生じるおそれがあります。
- 円で保険金・年金・解約返戻金等をお受け取りになる場合 (円換算支払特約・介護保険年金支払特約・介護年金移行特約)、お受け取りになる金額はPGF生命所定の為替レートの変動に応じて、増減します。
- 自動振替貸付 (追加保険料の振替貸付を含みます) をご利用の際、PGF生命が貸し付ける保険料は米ドル建ての金額となります。貸付元利金を円換算しご返済される場合、その返済額は、PGF生命所定の為替レートの変動の影響を受けるため損失が生じるおそれがあります。
- ご契約を復活する際にお払い込みいただく延滞保険料は、保険料のお払い込みがなかった期月の米ドル建ての保険料の合計額となります。延滞保険料を円でお払い込みいただく場合、その金額は、PGF生命所定の為替レートの変動の影響を受けるため保険料円払込額に保険料のお払い込みがなかった回数に乗じた金額を上回る場合があります。

- この保険にかかる**為替リスクは保険契約者および受取人が負います。**
- 為替相場の変動がなかった場合でも、**為替手数料分が差し引かれるため、お受け取りになる円換算の金額がお払い込みになった保険料円払込額の総額を下回る**場合があります。

解約と解約返戻金について

- お払い込みいただいた保険料は預貯金とは異なり、一部は保険金のお支払い、ご契約の締結や維持に必要な経費にあてられます。したがって、解約されますと、**解約返戻金額は米ドル建ての保険料総額を下回ることがあり、損失が生じる**おそれがあります。
- 解約返戻金は、保険種類、契約年齢（被保険者）、性別、経過年数等によっても異なりますが、特に**ご契約後短期間で解約されたときの解約返戻金はまったくないか、あってもごくわずかです。**

解約（減額*1）の際にご負担いただく費用

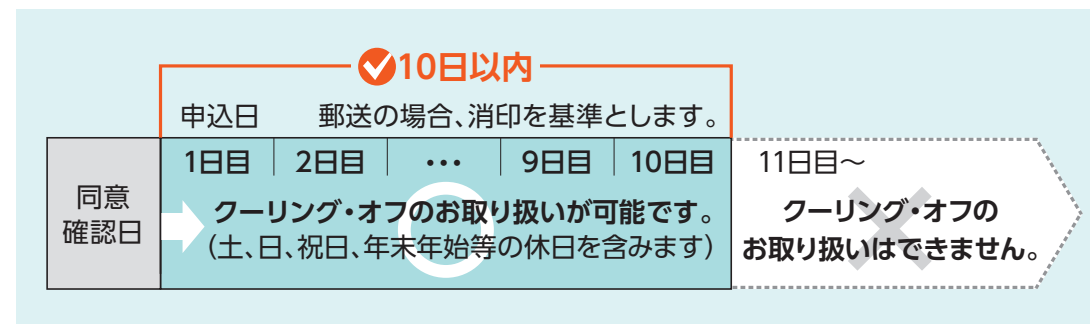
契約日から10年未満かつ保険料払込期間中に解約（減額*1）された場合、解約日（減額日）の積立金額から、経過年数に応じた所定の金額（解約控除*2）を控除した金額が解約返戻金額となります。

- *1 基本保険金額の自動減額は対象外です。
- *2 解約控除の金額は契約年齢（被保険者）・性別・保険料払込期間・保険料払込方法（回数）・保険金額・申込前月26日のPGF生命所定の為替レート等により契約ごとに異なるため、その数値や計算方法を記載することができません。

1

お申し込みの撤回または解除（クーリング・オフ制度）について

- 申込者または契約者（以下「申込者等」といいます）は、**申込日または本書面についての同意確認日（意向確認書の確認日）のいずれか遅い日からその日を含めて10日以内（土、日、祝日、年末年始等の休日を含む）**であれば、電磁的記録または書面によりお申し込みの撤回またはご契約の解除（以下「お申し込みの撤回等」といいます）をすることができます。



- お申し込みの撤回等をされた場合、PGF生命にお払い込みいただいた保険料円払込額と同額をご返金します。

【お申し込みの撤回等の方法】

電磁的記録による方法と、お申し込みの撤回等の意思を記載した書面をPGF生命本社宛に郵送もしくは直接提出していただく方法があります。

※お申し込みの撤回等は募集代理店にお申し出いただいてもお手続きできません。PGF生命にお申し出ください。

<電磁的記録の場合>

PGF生命ホームページの「お問い合わせ」よりお申し出、お手続きください。



PGF生命ホームページ

<https://www.pgf-life.co.jp/inquiry/index.html>



※契約者が法人の場合、法人印(申込書と同一印)の押印が必要となります(後日、PGF生命からお送りする書面に押印ください)。ホームページよりお申し込みの撤回等の手続きを完了させることはできません。

<書面の場合>

「お申し込みの撤回等をする旨」を明記のうえ、申込者等の氏名(自署)、住所、電話番号、申込書番号(申込書控に印字)、保険料返金先(返金口座)をご記入ください(契約者が法人の場合は申込書と同一印の押印をお願いします)。

お申出書面(封書)の記載見本

切手 1008964 〇〇局 00.00.00 消印有効 10日以内 東京都千代田区永田町2丁目13番10号 プルデンシャルタワー PGF生命 クーリング・オフ担当 宛	PGF生命 行 私は下記契約の申し込みを撤回します。 氏名 〇〇 〇〇 住所 〇〇県〇〇市〇〇町〇-〇-〇 電話番号 〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇 申込書番号 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 保険料返金先 〇〇銀行 〇〇支店 預金種目 〇〇 口座番号 〇〇〇〇〇〇〇〇 口座名義人 〇〇〇〇	●お申し込みの撤回等をする旨の明記 ●自署* ●申込書控に印字 ●すでに保険料を払い込まれた場合
--	--	--

●送付先 〒100-8964 東京都千代田区永田町2丁目13番10号 プルデンシャルタワー PGF生命 クーリング・オフ担当

*契約者が法人の場合、法人名・代表者名の明記および法人印(申込書と同一印)の押印が必要となります。

【お申し込みの撤回等のお取扱期限】

お申し込みの撤回等の方法	お取扱期限
電磁的記録	PGF生命が電磁的記録を受信した日が10日以内まで有効
書面の郵送	10日以内の消印まで有効
書面の直接提出	PGF生命本社で書面を受理した日が10日以内まで有効



以下の場合、**お申し込みの撤回等(クーリング・オフ)はお取り扱いできません。**

- ①PGF生命の指定した医師の診査を受けられた場合
- ②債務履行の担保のための保険契約である場合
- ③既契約の更新・更改、または既契約の内容変更(特約の中途付加等)の場合

2

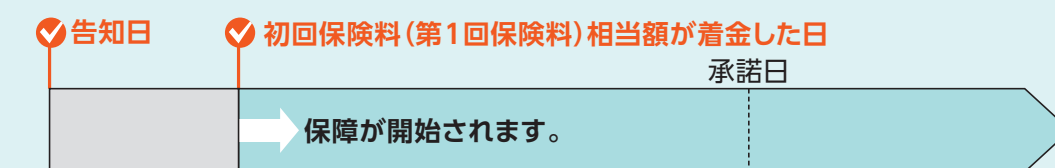
告知義務について

- 契約者や被保険者にはご健康状態やご職業等ありのままを告知していただく義務(告知義務)があります。ご契約にあたっては、「告知書」でPGF生命がおたずねすることについて、事実をありのままに正確にもれなくお知らせ(告知)ください。
- 医師による診査を受けられる場合、医師が口頭で告知を求めますので、ありのままを正確にもれなくお伝え(告知)ください。
- 告知受領権はPGF生命およびPGF生命が指定した医師が有しています。販売の担当者(生命保険募集人)は告知受領権がなく、**販売の担当者(生命保険募集人)に口頭でお話しされただけでは告知をしていただいたことにはなりません。かならず告知書にて告知してください。**
- ご契約の申込み後または保険金等のご請求の際に、申込内容や保険金等の請求内容、告知内容等について、**PGF生命社員またはPGF生命の委託を受けた者がご確認に伺いすることがあります。**
- 傷病歴等がある場合、ご契約をお断りさせていただく場合があります。なお、傷病歴等がある方を全てお断りするものではなく、「保険料の割増」「保険金の削減」等の特別な条件をつけてご契約をお引き受けできる場合があります。また、傷病によっては特別な条件をつけずに「無条件」でご契約をお引き受けできる場合があります。
- **故意または重大な過失によって、事実を告知されなかったり、事実と違うことを告知された場合には、「告知義務違反」としてご契約または特約を解除することがあります。**
- **ご契約または特約を解除した場合は、たとえ保険金等をお支払いする事由が発生していても、これをお支払いすることはできません。また、払込保険料をお返しいることができません。**
- 被保険者が入院中または入院・手術を予定されている場合や、余命宣告を受けられている場合には、お申し込みいただけません。

3

保障を開始する時期(責任開始期)について

- PGF生命がご契約のお申し込みを承諾した場合には、**初回保険料(第1回保険料)相当額のお払い込み(PGF生命への着金)と告知**がともに完了した時から、ご契約の保障が開始されます。



- 販売の担当者(生命保険募集人)は、お客さまとPGF生命の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約はお客さまからの保険契約のお申し込みに対してPGF生命が承諾したときに有効に成立します。

4 保険金等をお支払いできない場合について (以下、代表的な例)

- 責任開始期前の疾病や不慮の事故を原因とする場合。
ただし、ご契約時の告知等によりPGF生命がその疾病について知っていた場合等は、保険金等をお支払いすることがあります。
- 告知していただいた内容が事実と相違し、ご契約または特約が告知義務違反により解除された場合。
- 保険金等を詐取する目的で事故を起こしたときや、保険契約者、被保険者または保険金等の受取人が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたとき等重大事由によりご契約または特約が解除された場合。
- 保険料のお支払いがなく、ご契約が失効した場合。
- 詐欺によりご契約が取り消しとなった場合や保険金等の不法取得目的があつてご契約が無効になった場合。
- 免責事由に該当した場合（責任開始日（最後の復活日）から2年以内の被保険者の自殺、契約者または受取人が故意に被保険者を死亡させた場合等）。

➡くわしくは「**ご契約のしおり・約款**」をご確認ください。

5 保障額が減少する場合について

第1保険期間中に積立金額が約款に定める水準を下回る場合、保障額（基本保険金額）を自動的に減額します（基本保険金額の自動減額）。また、第1保険期間満了日の積立金額に応じて第2保険期間の保障額を再計算した結果、保障額（死亡保険金額）が減少する場合があります。

※保障額が減少する場合でも、所定の期間内に所定の方法で保障額を維持することができます。

➡くわしくは「**ご契約のしおり・約款**」をご確認ください。

6 保険料の払込猶予期間、契約の失効、復活等について

- 保険料は払込期月（保険料をお払い込みいただく月）内にお払い込みください。なお、払込期月内にお払い込みのご都合がつかない場合のために、払込猶予期間*を設けています。

*猶予期間は次のとおり払込方法によって異なります。

払込方法	払込猶予期間
月払	払込期月の翌月初日から末日までとなります。
半年払・年払	払込期月の翌月初日から翌々月の月単位の契約応当日（翌々月に契約応当日がない場合、翌々月の末日）までとなります。ただし、払込期月の契約応当日が2月、6月、11月の各末日の場合には、猶予期間はそれぞれ4月、8月、1月の各末日となります。

- 払込猶予期間内にお払い込みがないと、ご契約の効力が失われます（失効）。ただし、保険料のお払い込みのご都合がつかない場合でも、あらかじめ保険料の自動振替貸付を希望しない旨のお申し出がない限り、解約返戻金の範囲内で保険料を自動的に立て替え、ご契約を有効に継続させます。立替金にはPGF生命所定の利率による利息（複利）が加算されます。
- 失効しても所定の期間内であれば失効取消、復活の手続きが可能です。

手続き	手続き可能期間	手続き方法
失効取消	保険料払込猶予期間の満了日の翌日から猶予期間満了日の属する月の翌月末日までとなります。	延滞保険料のお払い込み
復活	保険料払込猶予期間の満了日の翌日から3年以内となります。	告知（ご契約によっては診査）*と延滞保険料のお払い込み

*健康状態等により復活できない場合があります。

7 生命保険会社の業務または財産の状況の変化による保険金額等の削減について

- 保険会社の業務または財産の状況の変化により、ご契約時にお約束した保険金額、年金額、給付金額等が削減されることがあります。
- PGF生命は、生命保険契約者保護機構に加入しています。生命保険契約者保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合、生命保険契約者保護機構により、保険契約者保護の措置が図られることがありますが、この場合にも、ご契約時の保険金額、年金額、給付金額等が削減されることがあります。詳細については、下記までお問い合わせください。

生命保険契約者保護機構

TEL 03-3286-2820

月曜日～金曜日（祝日・年末年始を除く）午前9時～正午／午後1時～午後5時

ホームページアドレス <https://www.seihohogo.jp/>

8 預金等との違いについて

本商品はPGF生命を引受保険会社とする生命保険です。このため預金とは異なり、元本の保証はありません。また、預金保険制度の対象ではありません（保険契約者保護機構制度の対象となります）。

9 現在のご契約を解約・減額することを前提に新たなご契約のお申し込みをされる場合について

- 現在のご契約を解約・減額することを前提に新たなご契約のお申し込みをされる場合、不利益となることがあります。
- 解約・減額されるご契約の解約返戻金は多くの場合、払込保険料の合計額よりも少ない金額となります。特に、ご契約後短期間で解約されたときの解約返戻金は、まったくないか、あってもごくわずかです。
- ご契約後、所定の年数を経過した有配当の保険契約に対する配当の権利等を失う場合があります。
- 新たにお申し込みのご契約について、被保険者の健康状態等によりお断りする場合があります。

➡くわしくは「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。

10 税務のお取り扱いについて

お払い込みいただく保険料について

1月1日から12月31日までにお払い込みいただいた保険料円払込額のうち一定の金額が契約者のその年の所得から差し引かれ所得税と住民税の負担が軽減されます。

保険料	対象
主契約(基本タイプ)	一般生命保険料控除
主契約(介護タイプ)	

※介護タイプの保険料も一般生命保険料控除の対象となります。介護医療保険料控除、個人年金保険料控除の対象とはなりません。

死亡保険金にかかる税金について

- 死亡保険金にかかる税金は、契約形態によって異なります。

契約内容	契約例			税金の種類
	契約者	被保険者	死亡保険金受取人	
契約者と被保険者が同一の場合	本人	本人	配偶者	相続税
契約者と受取人が同一の場合	本人	配偶者	本人	所得税（一時所得） + 住民税
契約者、被保険者、受取人がそれぞれ異なる場合	本人	配偶者	子	贈与税

- 契約者と被保険者が同一人で、死亡保険金受取人が相続人の場合、相続税法第12条の適用により、他の死亡保険金等と合算して、「生命保険金の非課税枠(500万円×法定相続人の数)」まで非課税となります。
- 高度障害保険金、介護保険金、リビング・ニーズ特約および介護前払特約による保険金等は受取人が主契約の被保険者、その配偶者もしくはその直系血族、または生計を一にするその他の親族に該当する場合、所得税および住民税は非課税となります。

解約返戻金にかかる税金について

解約された場合、解約返戻金と既払込保険料等の差額が所得税(一時所得)と住民税の対象となります。

【一時所得について】

年間50万円の特別控除があり（他の一時所得と合算されて適用されます）、特別控除の50万円を超える部分について、その2分の1の金額が他の所得と合算されて総合課税されます。

$$\text{一時所得の課税対象金額} = \{ [\text{収入} - \text{必要経費}] - \text{特別控除} \} \times 1/2$$

(受取額)(払込保険料等) (50万円)

介護年金移行特約による介護年金にかかる税金について

- 介護年金移行特約による介護年金をお受け取りになる場合、介護年金は毎年の年金受取時に所得税(雑所得)と住民税の対象となります。
- 死亡一時金保証期間中にお支払いする死亡一時金について、相続税の課税対象となる場合でも相続税法第12条の適用対象とはなりません。

税務上の換算レートについて

本保険の税法上のお取り扱いについては円建ての生命保険と同様になります。一般的に次の為替レートを適用し、円換算するものとされています。くわしくは、所轄の税務署等にご確認ください。

【保険金等のお受け取りを米ドルで行う場合】

項目	換算基準日	換算時の為替レート*
死亡保険金	〈相続税・贈与税の対象となる場合〉被保険者の死亡日	TTB (対顧客電信買相場)
	〈所得税の対象となる場合〉被保険者の死亡日	TTM (対顧客電信仲値)
解約返戻金	解約日・減額日	

*PGF生命の行う税務計算上はPGF生命が指標として指定する銀行のTTM (対顧客電信仲値) およびPGF生命所定のTTB (対顧客電信買相場) に準じる為替レートをを用います。

保険金等のお受け取りを特約を付加して円貨で行う場合

円換算支払特約により円でお受け取りの場合は、実際のその円換算額を基準とします。

くわしくは「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。

（2024年12月現在の税制に基づくもので、将来変更されることがあります。）
（個別の税務取り扱いにつきましては、所轄の税務署等にご確認ください。）

11 保険金等のご請求について

保険金等の支払事由が生じた場合、下記お問い合わせ窓口までご連絡ください。

お問い合わせ窓口：保険金請求専用ダイヤル

コール オシハライ

通話料無料 **0120-56-4861**

<受付時間> 平日9:00～18:00／土曜9:00～17:00 (日・祝日・12/31～1/3を除く)

- お客さまからのご請求に応じて、保険金等のお支払いを行う必要がありますので、保険金等の支払事由が生じた場合だけでなく、お支払いの可能性があるとされる場合や、ご不明な点が生じた場合等についても、すみやかにPGF生命にご連絡ください。
- PGF生命からのお手続きに関するお知らせ等、重要なご案内ができないことがありますので、契約者のご住所等を変更された場合には、すみやかにPGF生命コールセンター (0120-56-2269) までご連絡ください。
- 支払事由が発生する事象、ご請求手続き、保険金等をお支払いする場合またはお支払いできない場合については、「ご契約のしおり・約款」、「PGF生命ホームページ」、「保険金などのご請求等のご案内」に記載していますので、あわせてご確認ください。
- 保険金等の支払事由が生じた場合、ご加入のご契約内容によっては、複数の保険金等の支払事由に該当することがありますので、ご不明な点がある場合等はご連絡ください。

- 被保険者と受取人が同一人となる保険金等について、受取人が請求できない所定の事情がある場合、指定代理請求人が請求することができます。指定代理請求人に対し、支払事由および請求できる場合があることを、あらかじめお伝えください。

くわしくは「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。

12 お問い合わせ窓口について

生命保険のお手続きやご契約に関する苦情・相談につきましては下記お問い合わせ窓口までご連絡ください。

お問い合わせ窓口：PGF生命コールセンター

コール ジブ ロック

通話料無料 **0120-56-2269**

<受付時間> 平日9:00～18:00／土曜9:00～17:00 (日・祝日・12/31～1/3を除く)

- この商品に係る指定紛争解決機関は(一社)生命保険協会です。
- (一社)生命保険協会の「生命保険相談所」では、電話・文書 (電子メール・FAXは不可) ・来訪により生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情をお受けしています。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしています (ホームページアドレス <https://www.seiho.or.jp/>)。お問い合わせ先については、PGF生命コールセンターまでご照会ください。
- 生命保険相談所が苦情のお申し出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1ヵ月を経過しても、契約者等と生命保険会社との間で解決がつかない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、契約者等の正当な利益の保護を図っています。
- PGF生命の個人情報保護方針についてはPGF生命ホームページ (<https://www.pgf-life.co.jp>) に掲載をしていますのでご覧くださいか、上記お問い合わせ窓口までご連絡ください。

13 その他ご確認いただきたい事項について

- 保険金等のお支払いのご請求をする権利は、その請求権者がその権利を行使できるようになった時から3年を過ぎますと、時効によって消滅します。
- 契約年齢 (被保険者)、性別、保険期間、保険料払込期間等によっては、死亡保険金の額が、お払い込みいただいた保険料の合計額を下回る場合があります。
- 被保険者は契約者に対してご契約の解約を請求することができます。



「Web約款」のご案内

Web約款とは、PGF生命のホームページにて、いつでも閲覧・ダウンロードいただける「ご契約のしおり・約款」*1です。ご覧になりたい箇所を検索、文字を拡大することができます。

「Web約款」はこちらからご確認ください。

Web約款番号*2
1231



*1 「ご契約のしおり」は、ご契約内容にかかわる重要事項や諸手続などについてわかりやすく記載したもので、「約款」はご契約内容に関する取り決めに記載したものです。
*2 PGF生命のホームページ(<https://www.pgf-life.co.jp/>)のトップページにWeb約款番号入力欄がございます。



「生命保険証券(Web保険証券)」のご案内

PGF生命マイページにて閲覧・ダウンロードいただける「生命保険証券(Web保険証券)」をおすすめしています。

※お申し込み時に保険証券の電子化に関する特約*1*2を付加した場合、PGF生命マイページに生命保険証券(Web保険証券)を掲載します。なお、ご利用にはPGF生命マイページの新規登録が必要です。

- 生命保険証券(書面)を紛失する心配がありません。
- 生命保険証券(書面)不着の心配や、ご不在時の再配達依頼の手間がなくなります。
- SDGsの観点から、紙の削減による環境保護や資源効率向上につながります。

*1 保険契約者を変更した場合や、PGF生命マイページの登録を解除した場合、特約は消滅し、書面の生命保険証券をお届けします。なお、特約はお申し込み時点における当社所定の範囲内での取り扱いとなります。
*2 募集代理店によってはこの特約をお取り扱いしていない場合があります。

PGF生命について

PGF生命は世界最大級の金融サービス機関「プルデンシャル・ファイナンシャル」の一員です。

当社は日本のプルデンシャル・グループにおける代理店チャネル専業会社として、2010年より、バンカシュアランス*を中心に事業を展開しております。

*「バンカシュアランス」とは、金融機関代理店を通じた生命保険の販売を意味します。

■日本におけるプルデンシャル・グループのご紹介



「PGF生命」は「プルデンシャル ジブラルタ ファイナンシャル生命」の略称です。

PGF生命については
こちらから
ご確認ください。



本社 プルデンシャルタワー
(東京 永田町)

個人情報のお取り扱いについて(ご契約者さまへ)

このお知らせは、PGF生命の生命保険契約の契約者となられる皆さまの個人情報のお取り扱いについてまとめたものです。
下記の明示事項および同意事項をご確認のうえお申し込みください。

※個人情報のお取り扱いに関する詳細は、当社ホームページの個人情報保護方針(<https://www.pgf-life.co.jp/privacy/index.html>)をご確認ください。

▶ 本申込みにおいて取得する個人情報についてサービスのご提供等のために利用します

明示事項

PGF生命は、生命保険業に伴って取り扱う個人情報につきましては、お客さまとの取引を安全かつ確実に進め、より良い商品・サービスを提供させていただくために、下記の目的で取得・管理・利用します。なお、医療・健康情報等の機微(センシティブ)情報(要配慮個人情報を含みます)については、保険業法施行規則において、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる目的にその利用が限定されています。

①各種保険契約のお引受け、ご継続・維持管理、保険金・給付金等のお支払い ②関連会社・提携会社等を含む各種商品・サービスのご案内・提供、ご契約の維持管理 ③PGF生命の業務に関する情報提供・運営管理、商品・サービスの充実 ④その他保険に関連・付随する業務

▶ 必要な範囲で医療・健康情報等の機微(センシティブ)情報(要配慮個人情報を含みます)を取得、利用または第三者提供します

同意事項

PGF生命は、各種保険契約のお引受け・継続・維持管理、保険金・給付金等のお支払い、保険商品の開発、保険事業の公平性確保、保険制度の健全性維持、保険集団全体の公平性確保等、生命保険事業の適切な業務運営を確保する必要性から業務遂行上必要な範囲で、医療・健康情報等の機微(センシティブ)情報(要配慮個人情報を含みます)を取得、利用または第三者提供致します。

取得した機微(センシティブ)情報(要配慮個人情報を含みます)等の個人情報は担当部門以外に業務上適切な範囲で契約者・被保険者・募集関係人・事務担当者等に知らせることがあります。なお、機微(センシティブ)情報(要配慮個人情報を含みます)等の個人情報は既に取得しているものも含みます。

また、お申込内容の確認等をさせていただくことがあります。被保険者さまの機微(センシティブ)情報(要配慮個人情報を含みます)等の個人情報についてご契約者さま等より取得する場合があります。

▶ 保険契約が締結に至らなかった場合や消滅した後も個人情報を保持します

同意事項

PGF生命は、機微(センシティブ)情報(要配慮個人情報を含みます)を含め本申込みにおいて取得した、または既に取得している個人情報について、ご契約が締結に至らなかった場合や解約、保険期間満了後等保険契約が消滅した後も保持致します。なお、取得した申込関係書類等についての返却は行いません。

▶ 個人情報を再保険会社(外国にある会社を含みます)に提供することがあります

同意事項

PGF生命は各種保険契約のお引受けの判断を照会したり、お引受け後の保険契約の引受リスクを適切に分散するために再保険(再々保険以降の再保険を含む)を行うことがあります。この場合、PGF生命は再保険会社(外国にある会社を含みます)が各種保険契約のお引受け、継続・維持管理、保険金・給付金等のお支払い等に利用するために、再保険の対象となる保険契約の特定に必要な保険契約者の個人情報のほか、被保険者氏名、性別、生年月日、保険金額等の契約内容に関する情報、および健康状態に関する情報等当該業務遂行に必要な個人情報を再保険会社(外国にある会社を含みます)に提供することがあります。

また、提供する個人情報には受取人、指定代理請求人、ご家族情報等が含まれる場合がございますので、あらかじめご契約者さまよりご説明、ご了解をいただいたうえでお申込みくださいますようお願い致します。

▶ 個人情報を医療機関等に照会・提供することがあります

同意事項

PGF生命は、医療機関へ前述「各種保険契約のお引受け、ご継続・維持管理、保険金・給付金等のお支払い」の利用目的達成のために業務上適切な範囲で既に取得しているものも含めてお申込内容等の個人情報を照会・提供する場合があります。

▶ 個人情報をお客さまが所属する団体に提供することがあります

同意事項

勤務先等の団体扱・集団扱等でご加入される場合、PGF生命はお客さまの所属する団体へ前述の利用目的達成のために業務上適切な範囲でお申込内容等の個人情報を提供する場合があります。

▶ ジブラルタ生命との間で個人情報を相互に提供します

同意事項

PGF生命は、PGF生命のグループ会社であるジブラルタ生命に加入されているご契約がある場合、機微(センシティブ)情報(要配慮個人情報を含みます)を含め本申込みにおいて取得したまたは両社がすでに取得している個人情報について、PGF生命とジブラルタ生命の間で相互に提供します。提供された個人情報はご契約内容のご照会、ご継続・維持管理、保険金・給付金等のお支払いその他各種手続きのために利用します。

▶ 保険契約等のお引受け・保険金等のお支払いの判断の参考とするために、ご契約内容が登録されます

明示事項

PGF生命は、(一社)生命保険協会(「協会」、協会加盟の他の各生命保険会社および全国共済農業協同組合連合会(総称して「各生命保険会社等」))とともに、保険契約もしくは共済契約等(「保険契約等」)のお引受けの判断または保険金もしくは給付金等(「保険金等」)のお支払いの判断の参考とすることを目的として、保険契約等に関する所定の情報(被保険者名、死亡保険金額、入院給付日額等)を協会に登録しております。

協会に登録された情報は、同じ被保険者について保険契約等のお申込みがあった場合または保険金等のご請求があった場合、協会から各生命保険会社等に提供され、各生命保険会社等において前述の目的のため利用されることがあります。また、協会の会員生命保険会社につきましては(一社)生命保険協会ホームページ(<https://www.seiho.or.jp/>)をご覧ください。

▶ お支払い等の判断のために、各生命保険会社等と情報を共同して利用することがあります

明示事項

PGF生命は、(一社)生命保険協会、(一社)生命保険協会加盟の各生命保険会社、全国共済農業協同組合連合会、全国労働者共済生活協同組合連合会および日本コープ共済生活協同組合連合会(以下「各生命保険会社等」といいます)とともに、お支払いの判断または保険契約もしくは共済契約等(以下「保険契約等」といいます)の解除もしくは無効の判断(以下「お支払い等の判断」といいます)の参考とすることを目的として、PGF生命を含む各生命保険会社等の保有する保険契約等に関する、ご契約のしおりに記載された相互照会事項記載の情報を共同して利用しております。

保険金、年金または給付金のご請求があった場合や、これらに係る保険事故が発生したと判断される場合に、「支払査定時照会制度」に基づき、(1)被保険者の氏名、生年月日、性別、住所(2)保険事故発生日、死亡日、入院日・退院日、対象となる保険事故(照会を受けた日から5年以内)(3)保険種類、契約日、復活日、保険契約者の氏名および被保険者との続柄、死亡保険金等受取人の氏名および被保険者との続柄、死亡保険金額、給付金日額、各特約内容、保険料および払込方法等の全部または一部について、(一社)生命保険協会を通じて照会をなし、他の生命保険会社等から情報の提供を受け、また他の生命保険会社等からの照会に対し情報を提供することがあります。

これらの情報は、各生命保険会社等によるお支払い等の判断の参考とするため利用されることがあります。(一社)生命保険協会加盟の各生命保険会社につきましては(一社)生命保険協会ホームページ(<https://www.seiho.or.jp/>)をご覧ください。